

一般競争入札の公告（総合評価落札方式）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県議会棟受付案内等業務の調達について、一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり行う。

令和8年2月20日

山形県知事 吉村 美栄子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県議会南棟2階 第一会議室
- (2) 日時 令和8年3月19日（木） 午後2時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県議会棟受付案内等業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 仕様書による
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- (4) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式104号によるものに限る。）に登載されていること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力

団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(8) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。

(9) 2の(1)の役務の履行に係る施設と同種の施設において、過去5年以内に当該役務と同種同規模の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種同規模の役務を履行している場合であって、当該役務に係る契約期間が令和8年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。

4 総合評価落札方式に関する事項

この入札は、次に掲げるところにより、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書によるものとする。

(1) 総合評価の方法

イ 入札価格の評価方法 入札価格の評価は次の算式により算出した数値によるものとし、当該数値を入札価格評価点とする。

$$\cdot \text{入札価格評価点 (1点未満切捨て)} = \{1 - (\text{入札価格} / \text{入札書比較価格})\} \times 100$$

ロ 価格以外の要素の評価方法 価格以外の要素の評価は、価格以外の要素として入札者に求める提案(以下「業務提案」という。)の内容の評価によるものとし、次に掲げる評価項目及び評価基準に基づき各評価項目における得点を決定し、その合計を業務提案評価点とする。

評価項目	評価基準	配点
1 実施体制		30
(1) 従事者等	・事業に関する知見、ノウハウを有しているか。	10
	・県内事情に精通しているか。	5
	・適切な人員確保、効果的な人員体制となっているか。	5
	・社会保険加入の状況は適切か。	10
(2) 緊急時における業務の実施体制	・緊急時の応急対応、災害時の業務実施に係る人員確保、協力体制について実現性のある提案がなされているか。	5
2 実施内容		15
(1) 事業目的・趣旨	・事業の目的、趣旨を適切に理解した提案となっているか。	5
(2) 独自内容等	・提案内容が県の提示した仕様書に加えて独自の効果的な内容となっているか。	10
3 実施主体		30
(1) 企業の実績	・過去5年以内の同種同規模の業務実績の状況。	10
(2) 財政基盤等	・事業を行う上で適切な財政基盤、事務処理能力を有してい	10

	るか。	
(3) 本店所在地	・県内に本店があるか	10
4 施策貢献		25
(1) 正規雇用	・従事者等に正規職員が配置されているか。	15
(2) その他の施策	環境保全に関する評価 ① I S O14000 シリーズ ②エコアクション 21 ①②いずれかの認証取得	10
	障がい者雇用に関する評価 ①障害者雇用促進法第 43 条に基づく法定雇用率を達成している場合 ②常時雇用労働者数が 40 人未満の事業者の場合は、障がい者を 1 人以上雇用している場合 ①②いずれかに該当する場合	
	子育て支援 ①直近 2 年間に於いて、1 か月以上の育児休業を取得した職員が、在籍している場合 ②やまがた子育て応援パスポートの協賛店 ①②いずれかに該当する場合	
	ワークライフバランス・男女共同参画 「やまがたスマイル企業認定制度」の実践（「ゴールドスマイル企業」又は「ダイヤモンドスマイル企業」認定いずれかに該当する場合）	
	地域貢献活動 別表に掲げるもののうちいずれか又は同程度と認められるものを直近 2 年間に行った場合	
業務提案評価点合計		100

別表

地域貢献活動

活動内容	評価基準	確認書類
ボランティア	<p>県内に所在する保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校・福祉施設・地区集会所のいずれかを対象とした活動であって、活動内容が清掃・除草・剪定・植栽・除排雪・軽補修のいずれかであること</p> <p>市町村や社会福祉協議会のボランティアに応募し又はこれらから紹介等を受けて実施した除雪弱者宅の除排雪であること</p>	<p>①参加型（申請企業以外のもが主催するボランティア活動に申請企業が参加した場合）</p> <p>ア 主催者が発行した募集案内・参加依頼文の写し等、活動内容や日付が分かるもの</p> <p>イ 主催者による証明（ア及びイ）</p> <p>②自主企画型（申請企業自らが企画・実施したボランティア活動）</p> <p>活動内容、実施日が分かる自治体の広報誌(写)・新聞記事(写)等又は実施箇所の管理主体による証明(いずれか)</p>
公共施設の維持管理活動	<p>「ふれあいの道路愛護事業（旧山形県マイロードサポート事業）又は「山形県ふるさとの川愛護活動支援事業」又はその他の道路・河川・公園等を対象とした清掃美化・除雪等のボランティアであること</p>	<p>県の事業については、県の補助金交付決定通知書及び額の確定通知書の写し</p> <p>その他の事業については、上記に類する書類</p>
消防団協力事業所	<p>市町村又は消防庁による消防団協力事業所の認定があること</p>	<p>入札参加資格確認申請期限日時点で有効な表示証の写し</p>
協力雇用主としての活動	<p>「協力雇用主」として保護観察所に登録し、事業所見学会の受入れ、職場体験講習の受入れ、「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用（トライアル雇用を含む）のいずれかを行った場合</p>	<p>保護観察所からの証明の写し（事業所見学会、職場体験講習については、「職場体験講習実施通知書」（写）でも可）</p>
寄付・寄贈（直近2年間で20万円以上）	<p>寄付・寄贈先が県（やまがた社会貢献基金を含む）、県内市町村又は保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校・社会福祉法人・特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（NPO）・公益財団法人・公益社団法人（特例民法法人、一般財団法人・一般社団法人で公益事業を行っているものを含む）・更生保護法人であって県内に拠点があるもの。（ただし、寄付・寄贈先が政治団体、宗教団体、関係業界団体又はこれらに類するものである場合を除く。）</p>	<p>・寄付にあつては領収書の写し。</p> <p>・寄贈にあつては①寄贈先からの感謝状、広報誌、新聞記事等の写しなど内容が分かるもの、②寄贈の内容が20万円相当以上であることを証する領収書（写）等（①及び②）</p>

- ハ 総合評価点の算出方式 入札価格評価点及び業務提案評価点の合計を総合評価点とする。
- (2) 落札者の決定方法 規則第 120 条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (3) 入札参加者の欠格 業務提案の内容を記載する書類（以下「業務提案書」という。）を提出しない者、指定された項目の記載をしない者及び業務提案書に虚偽の記載をした者は、3 に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

5 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県議会事務局総務課 電話番号 023(630)2835
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県議会事務局総務課で交付するほか、山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第 135 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第 122 条の 2 の規定に該当する入札は、無効とする。

8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を令和 8 年 3 月 5 日（木）午後 3 時まで山形県議会事務局総務課に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。
- イ 2 の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書
- ロ 業務提案書
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2 の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この入札は、山形県低入札価格制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、この契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (7) 詳細については入札説明書による。